

昭島都市計画区域内における都市計画道路に関する

都市計画法第53条第1項の許可取扱基準

都市計画法第54条の規定に該当する建築物以外の建築物が、次の各事項に該当し、かつ、容易に移転し、又は除去することができるものであるときは、同法第53条第1項の許可をすることができる。

- 1 市街地開発事業（区画整理、再開発など）等の支障にならないこと。
- 2 階数が3のもので、高さが10m以下であり、かつ、地階を有しないこと。
- 3 主要構造部が、木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。
- 4 建築物が都市計画道路区域の内外にわたり存することになる場合は、将来において、都市計画道路区域内に存する部分を分離することができるよう、設計上の配慮をすること。
- 5 この基準は、平成28年4月1日から適用する。